

静岡県技能検定委員及び技能五輪競技委員選任基準

技能検定委員及び五輪競技委員は、当該職種について専門的な、技術又は学識経験を有する者のうちから選任するものであり、その基準は次のとおりとする。

1. 特級技能検定委員

特級にあたっては、次のいずれかに該当する者

- (1) 当該検定職種の特級又は１級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種に関し２０年以上の実務の経験若しくは教育訓練の経験を有し、かつ、当該検定職種に関する管理者若しくは監督者としての地位にある者若しくはこれらの地位にあった者（技能系）
- (2) 事業所等において、当該検定職種に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者（技術系）
- (3) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）又は長期課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種に関し１５年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）（学識系）
- (4) 上記(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

2. １級、２級、３級又は単一等級の検定委員

１級、２級、３級又は単一等級にあつては、次のいずれかに該当する者

- (1) 当該検定職種（作業）の特級、１級又は単一等級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し１５年以上の実務経験若しくは教育訓練の経験を有する者（技能系）
- (2) 次のいずれかに該当する者であって、当該検定職種（作業）の特級、１級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者
 - (a) 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者（技術系）
 - (b) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）又は長期課程の指導訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し１０年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）（学識系）
- (3) 上記（１）又は（２）に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

3. 技能五輪の競技委員

上記２．に準じる者

注意事項

- ※ 技能検定委員及び技能五輪競技委員の任期は、当該年度とする。
- ※ 技能検定委員及び技能五輪競技委員となった者は、当該年度に行われる当該検定職種（作業）の技能検定試験は受検できないこと（実技試験及び学科試験の両方が免除される場合を除く。）、技能検定試験に先立って各種団体や事業所等が実施する技能検定実技試験に係る事前講習や事前教育の講師とならないこと及びこれらに係る教育関係資料の作成に一切関与しないこと。

◆技能検定委員及び補佐員の秘密の保持について

【秘密の保持義務】

技能検定試験に携わった者が、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した時は、職業能力開発促進法の規定により罰則が設けられています。

【秘密事項の範囲（例）】

- ・実技試験の採点に関すること
- ・検定委員会議で渡す採点基準（特に取り扱いを注意のこと）
- ・実技試験終了後の採点結果（受検者個人の得点）
- ・実技試験の可否に繋がる発言（試験終了後の良し悪しのコメントを避ける）
- ・その他個人情報であって当該個人を特定できる可能性のあるもの（受検者名簿等）
- ・その他厚生労働省職業能力開発局長又は都道府県知事、中央職業能力開発協会会長、都道府県職業能力開発協会会長が秘密事項と定めたもの

◆技能検定員及び補佐員の任務について

【首席（主任）技能検定委員の任務】

- ・他の試験係員を指揮して、実技試験の実施の任にあたること
- 又、実技試験に関し、受検者が不正行為をした場合は、首席又は主任技能検定委員の裁量により、退場を命ずる等、適切な措置をとったうえ、速やかに静岡県職業能力開発協会長に報告すること

【技能検定委員の任務】

- ・首席（主任）技能検定委員に協力し、試験場における設備・器材の点検、受検者に対する指示、採点等を行うこと

【技能検定補佐員の任務】

- ・技能検定委員の指示をうけ、試験会場の準備、試験用材料等の配布、試験時間の測定、作品の回収、採点の補助等を行うこと
- ・問題が生じた際は、技能検定委員に報告し、適切な指示を受けること

首席技能検定委員は検定職種ごとに1人、主任技能検定委員は当該職種の試験会場が数ヶ所に分かれる場合、試験会場ごとに1人を定めておくもので、検定委員会議において選任される